

議案第八号

三朝町農業労働力調整協議会條例の制定について

三朝町農業労働力調整協議会條例を別紙のように制定するものとする

昭和三十六年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十六年十二月二十日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町農業労働力調整協議会条例

(設置)

第一条 農業における基幹労働力の確保をはかり、農業における就業構造の改善に資するため三朝町農業委員会に三朝町農業労働力調整協議会（以下「協議会」という）を設置する

(事業)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行う

- 一、労働力の需要および供給事情に関する資料および情報の蒐集ならびに意見の交換
- 二、農業構造の改善に伴う農業労働力の動向に関する見通しの作成
- 三、農家の世帯員のうち就職、転職、追加就業および入植、移民等を希望する者の就業を促進するための方策に関する連絡および協議
- 四、近代的農業経営者の養成その他農業労働力の確保に関する現状の分析、および意見等の取まとめ
- 五、農業労働の合理化による就業構造改善方策の検討
- 六、農村における雇用機会を増大するための方策に関する連絡および協議
- 七、他産業への就職者の雇用条件の改善に関する連絡および協議

- 八、労働行政機関等との連絡および協調
- 九、その他農業就業構造の改善に関する調査および審議

(委員)

第三条 協議会は委員十名以内をもつて組織する

委員は次にかかげるもののうちから農業委員会の会長が委嘱する

- 一、地方公共団体の職員
- 二、職業安定機関および職業訓練機関の職員
- 三、教育委員会の委員
- 四、学校、企業、商工会または商工会議所の関係者
- 五、農業委員会の委員
- 六、協議会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者
- 三 委員の任期は一年とする、ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする

(会議)

第四条 協議会の会議は会長が招集する

(委任規定)

第五条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項については、農業委員会が別に定める

附 則

この条例は公布の日から施行する